

Ⅰ 5-1 各種届出等の運用基準について

消防法第 17 条の 3 の 2 に規定する消防用設備等の設置に係る届出（以下「設置届」という。）、消防法第 17 条の 14 に規定する消防用設備等の工事着手に係る届出（以下「着工届」という。）、消防法施行規則第 31 条の 3 に規定する「検査済証」、火災予防条例第 66 条に規定する防火対象物の使用開始の届出（以下「使用開始届」という。）及び火災予防条例第 66 条の 2 に規定する防火対象物の工事計画の届出（以下「工事計画届」という。）の処理については、次のとおりとする。

1 届出日又は交付日

区 分	届 出 日 等
設 置 届	消防用設備等の設置に係る工事が完了した日から 4 日以内
着 工 届	消防用設備等の工事に着手しようとする日の 10 日前まで
使 用 開 始 届	防火対象物の使用開始日の 7 日前まで
工 事 計 画 届	防火対象物の工事に着手する前まで
検 査 済 証	消防用設備等の設置検査結果が適正であったことを確認後、速やかに交付

2 届出又は交付の単位

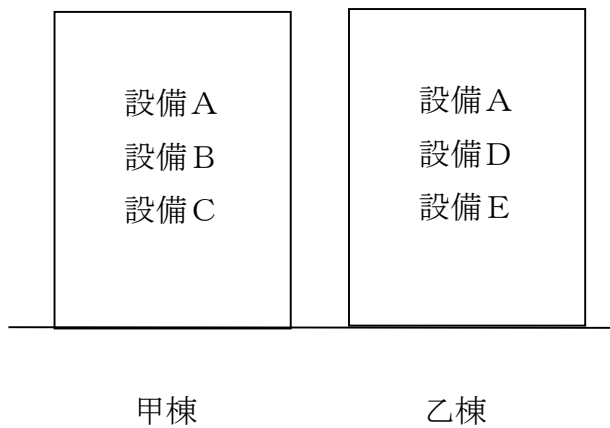
届出又は交付の単位は、設備ごと、棟ごとを原則とする。（図 1 参照）ただし、次の場合は一括処理して差し支えないものとする。

- (1) 届出が、同時期に同一棟内の複数設備に対し行われる場合（図 2 参照）
- (2) 届出が、同時期に同一敷地内の複数棟に対し行われる場合（図 3 参照）
- (3) 検査済証を、同時期に同一棟内の複数設備に対し交付する場合（図 2 参照）

＊ 単 位：届出又は検査済証を作成する数量

＊ 一括処理：1 の届出書又は検査済証に複数の設備又は棟を記載すること。

図 1



「工事計画届、使用開始届」

甲棟、乙棟ごとに必要

(届出書 2)

「着工届、設置届」

甲棟の設備 A、B、C ごと、乙棟の設備 A、D、E ごとに必要

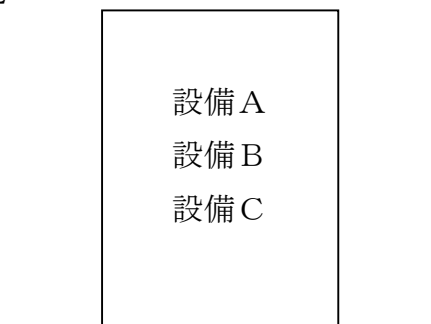
(届出書 6)

「検査済証」

甲棟の設備 A、B、C ごと、乙棟の設備 A、D、E ごとに必要

(検査済証 6)

図 2



「設置届」

設備 A、B、C で一括可

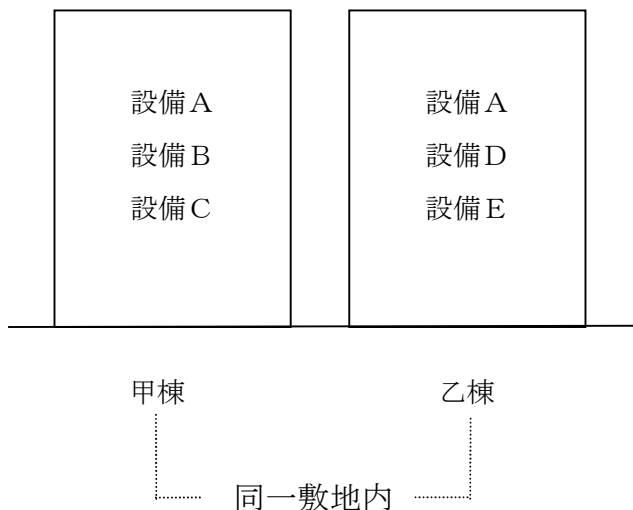
(届出書 1)

「検査済証」

設備 A、B、C で一括可

(検査済証 1)

図 3



「工事計画届、使用開始届」

甲棟、乙棟で一括可

(届出書 1)

「設置届」

甲棟の設備 A、B、C で一括、乙棟の設備 A、D、E で一括可

(届出書 2)

「着工届」

設備 A が敷地単位で必要となる設備である場合は、甲棟の設備 A、乙棟の設備 A で一括可

(届出書 1)

「検査済証」

甲棟の設備 A、B、C で一括、乙棟の設備 A、D、E で一括可

(検査済証 2)

3 添付図書の内容及び規格並びに図面の縮尺

添付図書 届出区分	内 容	添付図書の折り規格	図 面 の 縮 尺
設 置 届	消防用設備等に関する図書 （着工届又は工事計画届時の図書と同じであれば省略しても差し支えない。） 消防用設備等試験結果報告書	日本産業規格 A 4	100 分の 1 * 当該縮尺以外のものでも計画内容が明確に判断できる場合は、この限りではない。
着 工 届	消防用設備等の設計に関する図書	日本産業規格 A 4	100 分の 1 * 当該縮尺以外のものでも計画内容が明確に判断できる場合は、この限りではない。
使 用 開 始 届	特に無し （工事計画届の内容に変更があれば、当該部分の修正等を行うこと。）		
工 事 計 画 届	建築物の配置図 室内仕上げ表 各階平面図 消防用設備等の関係図 その他必要な図面 （立面図、断面図、建具表、矩計図等）	日本産業規格 A 4	100 分の 1 * 当該縮尺以外のものでも計画内容が明確に判断できる場合は、この限りではない。

4 審査要領及び留意事項等

	審 査 要 領 及 び 留 意 事 項 等
設 置 届	1 設置届出された消防用設備等について、着工届又は工事計画届が提出されているか確認すること。 2 設置届の内容が適正に記載されていること。 3 消防用設備等試験結果報告書の内容が適正であること。 4 消防用設備等に対する消防設備士の資格の適否の確認を行うとともに、当該設備士の履歴等を確認（予防情報システムの「消防設備士の登録・照会」）すること。 5 設置届に基づく設置検査は、設置検査チェック表及び消防用設備等検査実施要領（平成20年9月10日付け20消導第141号）等により行うこと。
着 工 届	1 着工届出された防火対象物について、工事計画届が提出されているか確認すること。 工事計画届出されているものについては、当該届出の消防用設備等に係る計画が着工届と相違ないか確認すること。 2 着工届の内容が適正に記載されていること。 3 消防用設備等に対する消防設備士の資格の適否の確認を行うとともに、当該設備士の履歴等を確認（予防情報システムの「消防設備士の登録・照会」）すること。 4 添付書類に係る審査については、設備審査チェック表及び消防関係法令集等により行う他、別記によること。
使 用 開 始 届	1 使用開始届出された防火対象物について、工事計画届が提出されているか、防火対象物内の消防用設備等に対し着工届又は設置届若しくは設置検査が行われているか確認すること。 2 使用開始届の内容が適正に記載されていること。
工 事 計 画 届	1 建築確認申請を要するものについては、確認申請書の写しが添付されているか確認をすること。 2 工事計画届の内容が適正に記載されていること。 3 添付図書に係る審査については、実地調査チェック表、設備審査チェック表及び消防関係法令集等により行うこと。
検 査 済 証	検査済証の内容が適正に記載されていること。

別 記

消防用設備等の着工届に係る審査要領及び留意事項

1 審査要領

(1) 消火設備

ア 屋内消火栓設備、屋外消火栓設備、スプリンクラー設備又は水噴霧消火設備

(ア) 消火栓設置間隔、ヘッド設置間隔及び取付位置が適正であること。

(イ) ポンプ、電動機等の容量が十分であること。

(ウ) 水源の容量が十分であること。

(エ) 機器、配管、継手、ノズル、弁類等の材質、大きさ等が適正であること。

(オ) 機器、配管、継手、ノズル、弁類、加圧送水装置等の設置場所（位置、区画、点検空間、非常照明等）が適正であること。

(カ) 計算書の内容が適正であること。

(キ) その他関係法令に適合していること。

イ 泡消火設備

(ア) ヘッド又は固定泡放出口の取付位置が適正であること。

(イ) 機器、消火薬剤貯蔵タンク、配管、継手、弁類等の材質、大きさ等が適正であること。

(ウ) 機器、配管、継手、弁類、消火薬剤混合装置、起動装置、移動式泡消火設備のホース接続口の設置場所（位置）又は消火薬剤の貯蔵場所が適正であること。

(エ) 専用水源の容量及び消火薬剤の貯蔵量が適正であること。

(オ) 加圧送水（送液）装置、ポンプ、電動機等の容量及び設置場所が適正であること。

(カ) 計算書の内容が適正であること。

(キ) その他関係法令に適合していること。

ウ 不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備

(ア) 噴射ヘッドの取付位置が適正であること。

(イ) 加圧ガス容器、消火薬剤貯蔵容器、配管、継手、弁類等の材質、大きさ等が適正であること。

(ウ) 不活性ガス消火剤、ハロゲン化物消火剤、粉末消火剤の貯蔵量が適正であること。

(エ) 機器、配管、継手、弁類、音響（声）警報装置、起動装置、ガス容器、加圧ガス容器、移動式のホース接続口等の設置場所（位置）が適正であること。

(オ) 起動方式、安全対策、開口部閉鎖、排出措置等が適正であること。

(カ) 計算書の内容が適正であること。

(キ) その他関係法令に適合していること。

エ 消火設備等の自動火災感知装置（感知器を用いるもの）に係る添付図書及び審査要領は、自動火災報知設備の例によること。

(2) 警報設備

ア 配線は、規定の電線を使用していること。

イ 受信機は、操作又は点検に支障とならない位置に設けてあること。

ウ 自動火災報知設備の発信機、感知器等の種類及び設置場所（位置）が適正であること。

エ ガス漏れ火災警報設備の警報装置、検知器等の設置場所（位置）が適正であること。

オ 警戒区域の設定は適正であり、未警戒部分がないこと。

カ 受信機（複合盤）への各種移報表示関係が適正であること。

キ その他、関係法令に適合していること。

(3) 避難設備

ア 避難器具の設置位置が適正であること。

イ 避難器具を取付ける開口部の構造が適正であること。

ウ 計算書の内容が適正であること。

エ 非常照明を要するものにあっては、当該器具、設置位置等が適正であること。

オ その他、関係法令に適合していること。

2 留意事項等

(1) 消防用設備等の着工届出書に添付する図書については、届出者に過度の負担となるような図書の添付を要求しないこと。

(2) 消防同意の際に消防用設備等の設計に関する図書（防火対象物工事計画届等）が提出されているなど、既に消防機関において保有している図書がそのまま活用できる場合にあっては、当該図書をもって着工届出書の添付図書に代えることとして差し支えないこと。

(3) 製造所等に設置される消防用設備等に係る着工の届出については、製造所等の設置又は変更の許可申請において必要となる図書が既に提出されている場合には、当該添付図書を着工届出書に添付しないこととして差し支えないこと。

(4) 消防用設備等の着工届出制度は、実際に設置される消防用設備等を消防機関において正確に把握し、設置に関する十分な指導を行うことにより、消防用設備等の適切な設置を図ることを目的とするものであるから、(1)から(3)の運用に当たっては、実際に設置される消防用設備等の正確な把握に欠けることのないよう、図書の内容等に配慮すること。